

島根県報

平成21年7月28日 (火)

第 2,106 号 (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

農業振興地域の指定	(農	業	経	営	課)	2
農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第58号)の廃止	(IJ)	3
農業振興地域の指定(昭和48年島根県告示第432号)の廃止	(")	3
農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第859号)の一部改正	(IJ)	3
土地改良法の規定による工事完了の届出	(農	村	整	備	課)	3
保安林の指定	(森	林	整	備	課)	4
保安林の指定の解除	(IJ)	4
保安林予定森林	(IJ)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中	小	企	業	課)	5
更の届出						
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂		防		課)	6
【公告】						
特定計量器の定期検査の実施	(商	エ	政	策	課)	7
【人委告示】						
平成21年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員(資格免許職)採用試験の						8
実施						

告示

島根県告示第573号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地 域 名

地域の範囲

隠岐の島地域 (隠岐の島町) 隠岐の島町のうち、次の図面の赤色で着色した部分(昭和40年国勢調査に基づく人口集中地区、昭和 39年島根県告示第316号により定められた港湾隣接地域の中町・東町・東郷地区、昭和38年厚生省告示 第181号により定められた大山隠岐国立公園の白島特別保護地区、中村海岸特別保護地区、高尾特別保 護地区、島後西部海岸特別地域(第1種~第3種)、原田松屋2651、2652、2652ノ1、2653、2654、 2657、2658、2662~2664、2667~2669、原田真谷口2502、2496~2500、2495、原田時張2471、原田小 杉2415、2411、2409、2407、2417、2418、2419 / 1、2424、原田本谷968 / 1、969 / 1、970 / 2、 973ノ1、972、975ノ4、976ノ1、950、原田仙谷949、原田勝力932、原田仙谷934ノ2、934ノ1、 937、有木大満寺1、有木大谷1、大久金有谷1、大久股谷1、大久下谷1、2、大久桂谷1、5、6、 8、大久ヤトウ1~3、大久長坂1、大久萱床谷1、大久仏谷939、940、大久本谷959、965、原田本 谷967、968/3、968/1、原田時張2452、原田西時張2585、2586、2588、2589、2592、原田黒滝2597 ノ2、2598ノ2、2599ノ2、2611、2621ノ5、原田松屋2650を順次結んで囲んだ保安林、昭和38年厚 生省告示第180号により定められた大山隠岐国立公園の島後東部海岸線特別地域(第1種、第2種)、 大満寺山系特別地域(第1種、第2種)、島後西部海岸特別地域(第1種、第2種のうち都万大谷、 都万東小津久、都万ウス立、都万スドコ、都万ヤナ、都万波走、都万大津久平、都万向平、都万矢越、 都万小津久、都万山根、那久烏磯、那久濱畑、那久塩床、津戸塩越(887、887ノ1、887ノ2、888、 889、889ノ1、890、891、891ノ1、892、893、894)、津戸外木戸尻(833、834ノ1、834ノ2、834 ノ3、837、836、835、849、849ノ1、850、850ノ2、850ノ4、850ノ1、850ノ3)、津戸ヲゼ (714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 726, 731, 732, 733, 733 / 1, 733 / 2,733 / 3, 733 / 4, 733 / 5, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745 / 1, 745/2、746、747、750、751、752、753、760、761/1、761/2、763、768/3)、津戸岸の峯 (637、638、639、645、646、647、644、643、649、648、650、651、652、664、665、666、667) の各 全部を除く区域、第3種のうち蛸木焼山、蛸木木戸根(432、418、419、420、421、422丿1、423丿 1、424/1、430/1、429以外)、蛸木鰐が谷(656、660、669、670、671、672、673、674、693/ 1、693ノ4、693ノ7、693ノ8、693ノ9、693ノ10)、蛸木堤谷(694ノ1、697ノ1、699、700、 701、702、703ノ1、704ノ3)、蛸木愛宕山、蛸木伊志利(736ノ1、736ノ2、737ノ1、740ノ1、 741、742、743 / 3、747 / 4、748 / 3、750 / 1、750 / 4、750 / 5以外)、蛸木田の向(634、 635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、653、654、655)、蛸木名志利(806丿 3、807/2、799/3、800/1、796/2、794/3、787/3、786/6、785/3、784/3)、津戸 中山、津戸奥津戸、津戸海士ケ谷、津戸大川、津戸午立、津戸ノブ山、津戸小畑ケ、津戸蕪浦、津戸 赤崎、津戸木戸尻、津戸鷺の浦、津戸瓢山、津戸東谷、津戸小谷、津戸ナカエ、津戸畑谷、津戸堂の 鼻、津戸子コ、津戸チラジロ、津戸塩尾(1574ノ2、1582ノ2、1581ノ1、1580ノ1、1579ノ1、1578 ノ 1 、1577 ノ 2 、1561 ノ 1 、1560 ノ 1 、1559、1558、1557、1556、1555、1554、1553 ノ 1 、1552 ノ 2、1539ノ1、1538ノ1、1537ノ1、1537ノ3、1537ノ4)、津戸マキ、都万ノブ山、都万トウモ、

都万今津、都万落ヤ、都万下田の平、都万ヲボミ、都万弥八山、都万向平、都万スワノ尾、都万柱山、都万中の奥、油井前浜、油井西端、油井洲平、油井土落、油井油賀井平、油井美路景、油井稗見谷、油井金屋上、油井中牧、油井鳥越、油井蜂ガ谷、油井池平、油井池の向、油井上地平、油井下り坂、油井向灘、油井呼水、油井滝の上、油井大空、油井妙木、油井鰕ノ脇、油井那智の上、油井坪水、油井脱し、油井水落、油井大床、油井笹野、油井奥平、油井上の奥の各全部を除く区域)、津戸蛸木のうち大山隠岐国立公園島後西部海岸特別地域(第2種、第3種)と海岸線に囲まれた地域、昭和43年島根県告示第678号により定められた隠岐地域森林計画区の林班番号第401、第405~408、第416~418林班のうち昭和48年5月1日現在の保安林、昭和46年農林省告示第573号により定められた保安林、北方乙九郎山1993ノ2~1993ノ3、北方北山1995、1995ノ2、北方伝兵衛谷1992ノ2~1992ノ12、1992ノ14~1992ノ16、1992ノ19~1992ノ20、南方峯深浦2135内1、2137、2139、2149の県行造林、代与茂次郎802ノ1、808~810、代久米路ノ谷795ノ1~795ノ2、795ノ5、南方峯深浦2163の県林業公社の契約地、平成9年運輸省告示第331号により定められた隠岐空港用地、布施、飯美、卯敷)を除く地域

(注) 「次の図面」は、省略し、島根県庁、隠岐支庁及び隠岐の島町役場に備えて縦覧に供する。

島根県告示第574号

平成21年7月28日

農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第58号)は廃止し、平成21年7月28日から施行する。

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第575号

農業振興地域の指定(昭和48年島根県告示第432号)は廃止し、平成21年7月28日から施行する。 平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第576号

農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第859号)の一部を次のように改正する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

17 五箇地域の項を次のように改める。

17 削除

注中「関係市町村役場」を「関係市町役場」に改める。

島根県告示第577号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条 第2項の規定により告示する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事 業 名	完了年月日
江津市土地改良区	川平地区区画整理事業(基盤整備促進事業)	平成19年3月23日

島根県告示第578号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町那久込垣868(次の図に示す部分に限る。)、那久栖風呂887-24、887-25

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第579号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町角井1895-24、1895-37、1895-39

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第580号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字寺ノ空2480-1、字柿ノ内空2493、字前畑ノ空2494、字面ノ空2496から2499まで、字御崎谷 2501

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第581号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンター ViVA 出雲市平田町1708-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社 ラック 代表取締役 儀満 裕 出雲市平田町1708-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒラタニュートピア21

(変更後) 平田ショッピングセンター ViVA

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 岡田 元也

立石 明雄 島根県平田市平田町3351-4

(有) 久屋風月堂 島根県平田市平田町486-1 久屋 正義

持田 安行 島根県松江市浜乃木2-2-1

(有) つぼみ島根県平田市平田町950-22田中 百合子(有) アタゴ写真館島根県平田市平田町892-5田中 久雄

飯塚征治島根県平田市平田町940-1木佐正史島根県平田市平田町1306

丸忠株式会社 (有)つぼみ 吉岡 知子 島根県斐川町直江5394 島根県出雲市国富町823-2

金山 恒義

田中 百合子

島根県松江市東津田町2238-26

(4) 変更の年月日

平成21年6月5日

2 届出年月日

平成21年7月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課(出雲市今市町70番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第582号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 区域の名称 日の原1
 - (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

		所 在 及 び 地 番	標柱番号
浜田市3	三隅町向野	野田118番続 1	1 号
"	"	1705番 1	2 号
"	"	1702番 2	3号から5号まで
"	"	1701番	6 号
"	"	1702番8	7 号
"	"	114番 1	8 号
"	"	1702番内 1	9 号
"	"	115番 1	10号
"	"	116番	11号
"	"	116番続 1	12号

2(1) 区域の名称 長島(追加)

(2) 土地の表示

平成3年島根県告示第985号で指定した標柱1号と標柱21号を結んだ線、標柱21号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線、標柱22号から標柱29号までを順次に結んだ線及び標柱29号と標柱1号を結んだ線により囲まれた区域

		所 在 及 び 地 番	標柱番号
松江市	美保関町額	森山1539番 1	1 号
"	"	777番 3	21号
"	"	1539番 1 地先道路敷	22号
"	"	1538番 1 地先道路敷	23号
"	11	776番 3	24号
"	"	772番 1	25号及び26号
"	"	772番 2	27号
"	11	1534番 1	28号及び29号



計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成21年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号の非自動はかり(同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月19日から12月18日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、斐川町、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書 を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
8月26日から11月13日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、斐川町、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書 を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
斐川町	8月26日から27日まで 10時から15時まで 斐川町役		斐川町役場
江津市	8月31日	13時から16時まで	江津市役所
	9月1日	9時30分から16時まで	
	9月2日	10時から15時30分まで	
	9月3日	10時から16時まで	
	9月4日	9時から14時30分まで	
吉賀町	9月8日	9時30分から15時30分まで	吉賀町役場
	9月9日	9時30分から16時まで	
	9月10日	9時30分から12時まで	
出雲市	9月29日	10時30分から15時まで	出雲市役所
	9月30日から10月2日まで	10時から15時30分まで	
	10月5日から9日まで	10時から15時30分まで	
	10月13日	10時から16時まで	
	10月14日	10時30分から15時30分まで	
	10月15日	10時から15時30分まで	
	10月16日	10時から16時まで	
	10月26日から30日まで	10時から16時まで	
津和野町	11月10日から12日まで	10時から16時まで	津和野町役場
	11月13日	10時から11時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

人 事 委 員 会 告

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定により、平成21年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び 職員(資格免許職)採用試験を次のとおり実施する。

平成21年7月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成21年8月3日(月)~同年9月4日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、9月4日まで の消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月28日(金)午後5時15分までに到着したもの に限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の	34段尺八	採用予定	IIIdh ∀fer da eta					
種 類	試験区分	人 員	職務内容					
	一般事務	4名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事					
高	土木	3名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計					
校			・積算・施工管理等の業務に従事					
卒	学校事務	12名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に					
業	(出雲地区)		勤務し、学校事務に従事					
程	学校事務	3名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に					
度	(石見地区)		勤務し、学校事務に従事					
	警察事務	2名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事					
資	保健師	6名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事					
格	臨床検査技師	2名						
免	診療放射線技師	3名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事					
許	精神保健福祉士	2名						
職	司 書	1名	県立高校又は県立図書館等に勤務し、専門的業務に従事					

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 - 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 - 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類	年 齢 ・ 資 格 等
又は試験区分	年 齢・資格等
高校卒業程度	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
(学校事務を除く)	
高校卒業程度	昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
(学校事務)	
司 書	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成22年3月末まで
	に当該資格を取得する見込みのもの
診療放射線技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成22年
	3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
臨床検査技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成22年3
	月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
精神保健福祉士	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有するもの又は平成22年
	3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
保 健 師	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成22年3月末ま
	でに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「学校事務」、「保健師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「精神保健福祉士」及び「司書」を除く。)

イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)

- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日時		試験地及び試験場	合格発表
	平成21年9月27日(日)	松	島根県民会館	10月9日(金)に県庁前掲示板に合格者の受
	受付時間		(松江市殿町) 又は	験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除
	8:40~9:00		島根県職員会館	く。)に結果を通知する。
第1次試験	試験時間		(松江市内中原町)	
	9:30~15:00	浜	島根県浜田合同庁舎	
			(浜田市片庭町)	
		市		
	平成21年10月25日(日)	松	島根県職員会館	11月27日(金)に県庁前掲示板に合格者の受
第2次試験	~28日 (水)	江	(松江市内中原町)	験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除
		市		く。)に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

巨八	試験の種類	試験種目	1. 公母任	内容
区分	武装の大理領	及び配点	試験区分	的
		教養試験	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒
		(300点・土		業程度の筆記試験
第	高校卒業程度	木は150点)		
1		専門試験	土木	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
次		(150点)		
試		教養試験	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による短大卒
験	資格免許職	(120点)		業程度の筆記試験
	貝 俗 允 計 概	専門試験		専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式及び記述式に
		(180点)		よる筆記試験
第		面接試験	全試験区分	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提
2	高校卒業程度	(500点)		出)
次	及び資格免許	作文試験		文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
試	職	(200点)		
験		適性検査		職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野				
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工				
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料				
	論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論				
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む。)、診療画像機				
	器学(医用工学を含む。)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学(画像				
	学を含む。)、核医学検査技術学(放射化学を含む。)、放射線治療技術学、放射線安全管理学				

臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、			
	臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)			
精神保健福祉士	精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技			
	術、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会			
	と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生			
	活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度			
保 健 師	地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論			

7 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各 事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、120円切手を はったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。
- (2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成21年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、 勤勉手当等の諸手当が支給される(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定す る。)。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合(6パーセント)の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額(減額前)
高校卒業程度	高校卒	18歳	140, 100円
診療放射線技師	怎 士?玄	01 15	1.07,000
臨床検査技師	短大3卒	21歳	167,000円
精神保健福祉士	大学卒	22歳	166, 900円
保健師	大学卒	22歳	198, 300円
司書	短大2卒	20歳	152,800円